

久留米広域合併任意協議会（第2回）次第

開催日時 平成14年8月7日（水） 10時00分～
場 所 創世 2階 睦の間

1. 開 会

2. 報告事項について

（1）久留米広域合併任意協議会第1回幹事会開催報告について

3. 議 案

第1号議案 久留米広域合併任意協議会規約の一部を改正する規約

第2号議案 平成14年度久留米広域合併任意協議会歳入歳出補正予算
（第1号）

4. 協議事項

（1）スケジュールについて

（2）新市まちづくり構想策定基本方針について

（3）事務事業現況調査方針について

（4）その他

5. その他

（1）先進地視察について

（参考資料）

- ・久留米広域合併任意協議会幹事会規程
- ・久留米広域合併任意協議会専門部会規程
- ・久留米広域合併任意協議会事務局規程
- ・久留米広域合併任意協議会財務規程
- ・久留米広域合併任意協議会報酬及び費用弁償に関する規程
- ・分科会及びワーキンググループの設置について
- ・久留米広域合併任意協議会会計等処理要領

久留米広域合併任意協議会委員名簿

(平成14年8月7日)

●久留米市

久留米市長	白 石 勝 洋
久留米市議会議長	十 中 大 雅
久留米商工会議所会頭	前 川 博
久留米市農業協同組合代表理事組合長	今 村 信 義
久留米市女性の会連絡協議会会長	古 賀 喜美子

●八女市

八女市長	野 田 国 義
八女市議会議長	樋 口 安 次
八女市連合婦人会会長	野間口 幸 江
八女文化連盟副会長	橋 本 長 年
(調 整 中)	

●田主丸町

田主丸町長	馬 田 博
田主丸町議会議員	小 西 和 義
田主丸町区長代表者会議会長	古 賀 正 邦
田主丸町地域婦人会連絡協議会竹野校区会長	清 水 公 子
福岡家庭裁判所調停委員	三 浦 俊 明

●北野町

北野町長	秋 吉 喜一郎
北野町議会議長	井 口 正 美
北野町区長会長	浦 野 典 幸
北野町商工会副会長	谷 口 邦 博
北野町婦人会連絡協議会会長	益 永 工三子

●城島町

城島町長	佐 藤 利 幸
城島町議会議長	鐘ヶ江 厚 次
城島町区長会長	今 村 新
城島町商工会長	中 島 宏 輔
城島町まちづくり委員	平 田 正

●三潯町

三潯町長	砂 山 惣 吉
三潯町議会議長	内 田 満
三潯町区長会長	田 中 義 一
三潯町商工会長	寺 島 廣 記
三潯町婦人会長	富 松 章 子

●上陽町

上陽町長	牛 嶋 剛
上陽町議会議長	小 川 健 之
上陽町区長会長	上 野 重 人
上陽町商工会会長	高 田 日出雄
(調 整 中)	

●広川町

広川町長	高 鍋 具 弥
広川町議会議長	渡 邊 元 喜
広川町区長会会長	鶴 元 繁 美
広川町商工会会長	稲 富 保
(調 整 中)	

久留米広域合併任意協議会(第2回)資料

— 目 次 —

- 第1号議案 久留米広域合併任意協議会規約の一部を改正する規約 ……1
- (参考) 久留米広域合併任意協議会規約(改正後) ……2～3
- 第2号議案 平成14年度久留米広域合併任意協議会歳入歳出補正予算(第1号) ……4
- スケジュールについて ……5
- 新市まちづくり構想策定基本方針について ……6～7
- 事務事業現況調査方針について ……8
- 先進地視察について ……9

(参考資料)

- ・ 久留米広域合併任意協議会幹事会規程 ……10
- ・ 久留米広域合併任意協議会専門部会規程 ……11～12
- ・ 久留米広域合併任意協議会事務局規程 ……13
- ・ 久留米広域合併任意協議会財務規程 ……14～16
- ・ 久留米広域合併任意協議会報酬及び費用弁償に関する規程 ……17
- ・ 分科会及びワーキンググループの設置について ……18
- ・ 久留米広域合併任意協議会会計等処理要領 ……19

第 1 号議案

久留米広域合併任意協議会規約の一部を改正する規約

久留米広域合併任意協議会規約の一部を次のように改正する。

この規約中「2市5町」を「2市6町」に改める。

第1条中「三潴町」の次に「、上陽町」を加える。

第6条第1項中「6名」を「7名」に改める。

附 則

この規約は、平成14年8月7日から施行する。

久留米広域合併任意協議会幹事会規程の一部を改正する規程

久留米広域合併任意協議会幹事会規程の一部を次のように改正する。

別表（第４条関係）中

「

八女市	助役	企画財政課長	企画財政課参事補佐兼企画係長
-----	----	--------	----------------

」を

「

八女市	助役	企画財政課長	企画財政課合併推進班長
-----	----	--------	-------------

」に

改め、

「

三潆町	助役	企画財政課長	企画財政課企画調整係長
-----	----	--------	-------------

」を

「

三潆町	助役	企画財政課長	企画財政課企画調整係長
上陽町	助役	総務課長	まちづくり推進課長

」に

改める。

附 則

この規程は、平成１４年８月７日から施行する。

久留米広域合併任意協議会専門部会規程の一部を改正する規程

久留米広域合併任意協議会専門部会規程の一部を次のように改正する。

この規程中「2市5町」を「2市6町」に改める。

第3条第2項中「三潴町」の次に「、上陽町」を加える。

附 則

この規程は、平成14年8月7日から施行する。

久留米広域合併任意協議会財務規程の一部を改正する規程

久留米広域合併任意協議会財務規程の一部を次のように改正する。

この規程中「2市5町」を「2市6町」に改める。

第3条第2項中「三潴町」の次に「、上陽町」を加える。

附 則

この規程は、平成14年8月7日から施行する。

久留米広域合併任意協議会報酬及び費用弁償に関する規程の一部を改正する規程

久留米広域合併任意協議会報酬及び費用弁償に関する規程の一部を次のように改正する。

第2条中「三潴町」の次に「、上陽町」を加える。

附 則

この規程は、平成14年8月7日から施行する。

久留米広域合併任意協議会会計等処理要領の一部を改正する要領

久留米広域合併任意協議会会計等処理要領の一部を次のように改正する。

第9条中「三潴町」の次に「、上陽町」を加える。

附 則

この要領は、平成14年8月7日から施行する。

久留米広域合併任意協議会の管理する情報の公開に関する規程の一部を改正する規程

久留米広域合併任意協議会の管理する情報の公開に関する規程の一部を次のように改正する。

この規程中「２市５町」を「２市６町」に改める。
第１条中「三潴町」の次に「、上陽町」を加える。

附 則

この規程は、平成１４年８月７日から施行する。

久留米広域合併任意協議会規約

（協議会の設置）

第1条 久留米市、八女市、田主丸町、北野町、城島町、三潴町、上陽町及び広川町（以下「2市6町」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号。以下「法」という。）第3条第1項の規定に基づく合併協議会の設置に向けて、合併任意協議会を設置する。

（合併任意協議会の名称）

第2条 合併任意協議会の名称は、久留米広域合併任意協議会（以下「任意協議会」という。）とする。

（協議会の目的）

第3条 任意協議会は、2市6町の合併に関し、必要な調査及び研究を行うとともに、2市6町相互間の連絡調整を図ることを目的とする。

（協議会の事務）

第4条 任意協議会は、前条の目的を達成するため次に掲げる事項について協議する。

- (1) 2市6町の合併に関する協議事項（合併の可否に関する協議事項を含む。）
- (2) 法第5条の規定に基づく合併後の新市建設計画案の作成
- (3) 合併についての住民への説明手法
- (4) 前3号に掲げるもののほか、合併に関し必要な事項

（組織）

第5条 任意協議会は、次の委員をもって組織する。

- (1) 2市6町の長
- (2) 2市6町の議会の代表者 議会ごとに各1名
- (3) 2市6町の長が、自己の属する市又は町の住民のうちから推薦する者 市又は町ごとに各3名

2 委員は、非常勤とする。

（会長及び副会長）

第6条 任意協議会に会長及び副会長7名を置き、委員の互選によりこれを選出する。

2 会長は、任意協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定した副会長が、その職務を代理する。

（会議）

第7条 任意協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長がこれを招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

（関係職員の出席）

第8条 会長は、必要に応じ2市6町の関係職員を会議に出席させ、説明又は助言を求めることができる。

(幹事会及び専門部会)

- 第 9 条 任意協議会に提案する事項について協議し、又は調整するため、任意協議会に幹事会を置く。
- 2 第 4 条各号に掲げる事項を専門的に協議し、又は調整するため、幹事会に専門部会を置くことができる。
- 3 幹事会及び専門部会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

- 第 1 0 条 任意協議会の事務を処理するため、任意協議会に事務局を置く。
- 2 事務局は、会長の属する市又は町に置く。
- 3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

- 第 1 1 条 任意協議会に要する経費は、2 市 6 町の負担金及びその他の収入をもって充てる。

(監査)

- 第 1 2 条 任意協議会の出納の監査は、会長が、会長の属する市又は町の監査委員に委嘱して行う。
- 2 監査委員は、前項の監査を行ったときは、その結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

- 第 1 3 条 任意協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長の属する市又は町の例により会長が定める。

(報酬及び費用弁償)

- 第 1 4 条 会長、副会長その他の委員及び会長が任意協議会の監査を委嘱した監査委員は、報酬及びその職務を行うために要する費用の弁償を受けることができる。
- 2 前項に規定する報酬及び費用弁償の額並びに支給方法等については、会長の属する市又は町の例により会長が定める。

(任意協議会解散の場合の措置)

- 第 1 5 条 任意協議会が解散した場合においては、任意協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(補則)

- 第 1 6 条 この規約に定めるもののほか、任意協議会の運営等に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、平成 1 4 年 7 月 2 0 日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、平成 1 4 年 8 月 7 日から施行する。

第2号議案

平成14年度 久留米広域合併任意協議会歳入歳出補正予算(第1号) (案)
《歳入》 (単位:千円)

款	項	予 算 額			区 分		説 明
		補正前の額	補正額	補正後の額	節	金額	
1.負担金		11,000	900	11,900			
	1.負担金	11,000	900	11,900	任意協議会負担金	11,900	久留米市負担金 6,200 八女市負担金 1,100 田主丸町負担金 800 北野町負担金 800 城島町負担金 800 三潁町負担金 800 広川町負担金 800 上陽町負担金 600
2.県支出金		5,000		5,000			
	1.県交付金	5,000		5,000	任意協議会交付金	5,000	合併支援事業交付金
3.手数料		1		1			
	1.手数料	1		1	手数料	1	複写等手数料
4.諸収入		2		2			
	1.預金利子	1		1	預金利子	1	預金利子
	2.雑入	1		1	雑入	1	雑入
歳入合計		16,003	900	16,903			

《歳出》 (単位:千円)

款	項	予 算 額			区 分		説 明
		補正前の額	補正額	補正後の額	節	金額	
1.運営費		5,162	114	5,276			
	1.会議費	2,939	114	3,053	報酬	1,034	任意協議会委員報酬 1,034
					報償費	57	アドバイザー等謝金 57
					旅費	270	費用弁償 170 旅費 100
					需用費	754	消耗品費 120 食糧費 454 印刷製本費 180
					役務費	60	傷害保険料 60
					委託料	378	会議録作成 378
					使用料及び賃借料	500	会場借上料 500
	2.事務局費	2,223		2,223	旅費	600	旅費 600
					需用費	1,068	消耗品費 518 燃料費 100 食糧費 100 印刷製本費 250 修繕料 100
					役務費	100	通信運搬費 100
					使用料及び賃借料	355	自動車借上料 50 有料道路利用料 100 機器等借上料 205
					負担金、補助及び交付金	100	会議等出席負担金 100
2.事業費		10,341	786	11,127			
	1.事業費	10,341	786	11,127	報酬	176	任意協議会委員報酬 176
					旅費	1,387	費用弁償 1,219 旅費 168
					需用費	6,854	消耗品費 180 食糧費 53 印刷製本費 6,621
					委託料	1,750	広報紙配送 1,150 ホームページ開設・更新 600
					使用料及び賃借料	960	会場借上料 600 自動車借上料 300 有料道路利用料 60
3.予備費		500		500			
	1.予備費	500		500			
歳出合計		16,003	900	16,903			

【久留米広域合併任意協議会スケジュール】

項 目	7月	8月	9月	10月	11月	12月
任意協議会	● 第1回	● 第2回	● 第3回	● 第4回	● 第5回	● 第6回
幹事会	○ 第1回	○ 第2回	○ 第3回	○ 第4回	○ 第5回	
事務事業現況調査		■ ・最重要項目(調査) → ・重要項目(調査) → ・一般項目(調査) →	調整案の検討 → (課題の整理) →	(現状把握) →		
新市まちづくり構想		■ →				
行政視察		■視察				
住民への情報提供		■広報紙発行 ■HP開設 (メンテナンス) →	■広報紙発行	■広報紙発行 ◇住民説明会 (※各市町対応)	■広報紙発行	■広報紙発行
住民意向調査支援				■パンフレット等の作成 ◇住民意向実施 (※各市町対応)	◇結果報告	

新市まちづくり構想策定方針について

１．建設計画の意義・目的

久留米広域合併任意協議会が協議対象とする地域(久留米市、八女市、田主丸町、北野町、城島町、三潴町、上陽町、広川町。以下「２市６町」という。)の合併後の新市の都市像、行政施策、新市を実現する主要プロジェクト、合併後の行政サービスの基本方向などを明らかにし、２市６町の住民に対しわかりやすい合併後の新市の姿を提供することにより、協議会委員及び住民の合併に対する判断に資することを目的とする。

２．新市まちづくり構想の性格

本まちづくり構想は、今後設立を予定されている法定合併協議会において策定される建設計画(以下「法定建設計画」という。)と異なるものであるが、本構想の基本となる内容は法定建設計画に引き継がれるものとする。但し、法定建設計画において策定が義務付けられている県が実施する事業、公共的施設の統合整備に関する事項、合併市町村の財政計画は本構想から除くものとする。

３．構想策定の基本視点

新市まちづくり構想の策定にあたっては、次の基本視点を踏まえるものとする。

(１) 合併対象市町の地域独自性を尊重した計画づくり

合併後の新市建設にあたっては、新市としての一体性を確保しながらも、合併対象市町のこれまでの歴史や文化等を尊重し、地域特性を踏まえた地域づくりを目指すなど、地域の独自性を尊重した建設計画とする。

(２) 建設計画における合併対象市町のコンセプトの明確化

合併対象市町の新市建設における位置づけ・地域コンセプトを明確にするとともに、当該地域コンセプト実現にあたっての基本的な事業方向を明確にした建設計画とする。

(３) 広域合併の意義の明確化

合併後の新市として、合併対象市町の地域独自性を尊重しながらも、一体として県南地域等における広域的な地域づくりに果たす機能を明確にするとともに、その実現に向けて取り組む基本的な考え方を明らかにした構想とする。

４．構想策定にあたっての環境認識

新市まちづくり構想の策定にあたっては、都市づくりを取り巻く環境変化に的確に対応するものとする。

(１) 地方自治のあり方の変化

地方分権の具体的な進展を踏まえながら、自立的な地域づくりを目指す必要がある。

(２) 厳しい地方財政の状況

巨額の長期債務残高や地方交付税の見直し等に象徴される地方財政の厳しい状況を踏まえながら、今後の都市づくりにあたっては限られた財源を効果的かつ効率的に活用する必要がある。

(3) 住民ニーズの多様化

成熟型社会、都市型社会において地方自治体として、住民の多様なニーズに的確に応えるためには、行政システムの質的な転換を図る必要がある。

5. 構想策定体制

建設計画の策定にあたっては、久留米広域合併任意協議会の専門部会に新市まちづくり構想策定専門部会を位置づけ、基本スキームの検討や総括調整を図るとともに、主要課題ごとの分科会、ワーキンググループを組織し調査・検討を進めることとする。

6. 構想策定期間

新市まちづくり構想の策定は、平成14年7月から9月までの延べ3ヶ月の予定とする。

7. 構想の決定方法

新市まちづくり構想は、久留米広域合併協議会幹事会による審議を経た後に、久留米広域合併任意協議会において協議・決定するものとする。

8. その他の留意事項

新市まちづくり構想策定にあたっては、2市6町において現在実施している総合計画及び国土利用計画並びに各種の行政計画に十分に配慮するものとする。

事務事業現況調査方針について

1 目 的

久留米市、八女市、田主丸町、北野町、城島町、三潴町、上陽町、広川町の事務事業の現況を把握し、合併任意協議会において2市6町の合併に関する協議を行う際の基礎資料とするため、事務事業現況調査を実施する。

2 調査項目

- (1) 総務省が作成した「合併協議会の運営の手引き」に掲げる調査項目を基本とする。
- (2) 必要に応じて本地域に特有の事務事業については、上記の調査に準じて実施する。
- (3) 合併任意協議会委員から追加して調査要望がある事務については、必要の都度調査する。

3 調査方法等

- (1) 久留米広域合併任意協議会事務局から、各市・町の合併担当を窓口として調査表の記入・取りまとめを依頼する。
- (2) 調査項目を最重要項目、重要項目、一般項目の3項目に分類する。

項 目	内 容
最重要項目	重要項目の中から、特に合併後の日常生活への影響が大きいと考えられる項目
重要項目	住民が最も関心が高い項目
一般項目	上記以外の項目

- (3) 調査レベル及び期間

項 目	調査レベル	調査期間
最重要項目	課題整理及び調整方針の作成	8月から9月
重要項目	課題整理	8月から9月
一般項目	状況整理	8月から11月

4 調査結果報告

- (1) 調査結果の集約ができた時点で久留米広域合併任意協議会へ報告する。

5 調査結果の活用・周知

- (1) 2市6町の合併に関する協議を行う際の基礎資料とする。
- (2) 調査結果の概要は、合併協議会の広報紙やホームページにおいて周知する。

6 その他

- (1) 各市・町への現況調査依頼は、8月中旬を予定する。

久留米広域合併任意協議会先進地視察(案)

1. 視察日程

■ 8月7日(水)

- 10:00～ 久留米広域合併任意協議会第2回協議会(創世)
会議終了後、昼食。貸し切りバスにて移動(高速道路 長崎道)
- 14:30 長崎市役所着
長崎地域任意合併協議会視察・意見交換
- 16:30 長崎市役所発
- 17:30 宿舎 着 (諫早グリーンホテル 0957-23-6211)

■ 8日(木)

- 9:00～ 宿舎 発
- 9:15～ 諫早市役所
- 11:30 久留米市 着

2. 視察先

■ 長崎地域任意合併協議会(下記の1市11町、H14.1.29設置)

構成自治体 = 長崎市、香焼町、伊王島町、高島町、野母崎町、三和町、多良見町、

長与町、時津町、琴海町、大瀬戸町、外海町

ただし、多良見町については7月の任意協議会会議より離脱

《会議内容》

- 第1回 14年1月29日 規約承認、役員選出、事業計画・予算審議
- 第2回 14年2月25日 構成市町の財政状況、合併による行財政効率化
- 第3回 14年4月10日 市町村計画の概要、基本構想・計画の策定状況
- 第4回 14年4月26日 これまでの協議を踏まえた調整事項の意見交

換

第5回 14年7月 4日

今後、9月の第6回協議会で一定のまとめを行い、10月には各市町臨時
議会を召集、法定協議会設置を目指す

《事務局》 長崎市総務部広域行政室

■ 県央地区一市五町合併協議会(下記の1市5町。多良見町については7月1日加入)

(任意協議会H13.4.1設置、法定協議会H14.4.1設置)

構成自治体 = 諫早市、多良見町、森山町、飯盛町、高来町、小長井町

《会議内容》

14年4月 1日 県央一市4町(法定)合併協議会を設置

第1回 14年4月24日 規約・規程の報告、会長・副会長選出、歳入歳

出予算審議等

第2回 14年7月 1日 規約等改正、合併協定項目、新市建設計画の作

成方針

14年7月23,24日 協議会委員 篠山市・洲本市視察
第3回 14年8月27日(予定)

14年度末までに新市建設計画の素案作成、15年4,5月同素案住
民説明

15年7月まで合併協定事項の協議、住民説明

15年12月 各議会議決、合併協定調印、合併へ

《事務局》 県央地区一市五町合併協議会(諫早商工会館内)

3. **視察方法** 合併任意協議会委員及び事務局(30~40人)をバスにて移動

久留米広域合併任意協議会幹事会規程

（趣旨）

第1条 この規程は、久留米広域合併任意協議会規約第9条の規定に基づき、久留米広域合併任意協議会幹事会（以下「幹事会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 幹事会は、久留米広域合併任意協議会会長（以下「会長」という。）の指示を受け、久留米広域合併任意協議会（以下「任意協議会」という。）に提案する事項について協議し、又は調整するものとする。

（組織）

第3条 幹事会は、幹事をもって組織する。

（幹事）

第4条 幹事は、別表に定める職にある者をもって充てる。

（幹事長及び副幹事長）

第5条 幹事会に幹事長及び副幹事長3名を置き、互選により選出する。

2 幹事長は、会務を総理し、幹事会を代表する。

3 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるとき又は幹事長が欠けたときは、幹事長があらかじめ指定した副幹事長がその職務を代理する。

（会議）

第6条 幹事会は、幹事長が必要に応じて招集し、会議の議長となる。

（関係職員等の出席）

第7条 幹事会は、必要に応じて関係職員等の出席を求めることができる。

（報告）

第8条 幹事長は、幹事会の経過及び結果について会長に報告するものとする。

（庶務）

第9条 幹事会の庶務は、任意協議会の事務局において処理する。

（委任）

第10条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成14年7月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年8月7日から施行する。

別表（第4条関係）

団体名	職 名		
久留米市	助 役	総合政策部長	総合政策部財政課長
八女市	助 役	企画財政課長	企画財政課合併推進班長
田主丸町	助 役	総 務 課 長	財政課長
北野町	助 役	企画財政課長	企画財政課企画係長
城島町	助 役	総 務 課 長	総務課広域合併推進係長
三潴町	助 役	企画財政課長	企画財政課企画調整係長
上陽町	助 役	総務課長	まちづくり推進課長
広川町	助 役	企画財政課長	企画財政課長補佐

久留米広域合併任意協議会専門部会規程

（趣旨）

第1条 この規程は、久留米広域合併任意協議会規約（以下「規約」という。）第9条の規定に基づき、久留米広域合併任意協議会（以下「任意協議会」という。）の専門部会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 任意協議会の専門部会（以下「専門部会」という。）は、任意協議会の幹事会の幹事長（以下「幹事長」という。）の指示を受け、規約第4条に掲げる事項について専門的に協議し、又は調整する。

（組織）

第3条 専門部会として、新市まちづくり構想策定部会、総務部会、企画財政部会、生活環境部会、保健福祉部会、都市産業部会及び教育文化部会を設置し、各専門部会の分掌する事務の分野はそれぞれ別表に定めるとおりとする。

2 専門部会の部会員は、久留米市、八女市、田主丸町、北野町、城島町、三潴町、上陽町及び広川町（以下「2市6町」という。）の職員をもって充てる。

3 専門部会は、必要に応じ、専門部会に分科会及びワーキンググループを設置することができる。

（役員）

第4条 専門部会に、それぞれ部会長及び副部会長1名を置く。

2 部会長は、専門部会を代表し、会務を総理する。

3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 専門部会の会議は、幹事長の求めにより、又は部会長が必要と認めるときに開催し、部会長がその会議の議長となる。

2 部会長は、必要に応じて2市6町の関係職員の出席を求めることができる。

3 部会長は、必要に応じて関係する他の専門部会と合同の会議を開催することができる。

（報告）

第6条 部会長は、専門部会の協議又は調整の経過及び結果について、幹事長に報告しなければならない。

（庶務）

第7条 専門部会の庶務は、当該専門部会の部会長の属する市又は町の当該業務を担当する部又は課において処理する。

（委任）

第8条 この規程に定めるもののほか、専門部会の組織及び運営等に関し必要な事項は、幹事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成14年7月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年8月7日から施行する。

別表（第3条関係）

専門部会の名称	分掌する事務の分野
新市まちづくり構想策定部会	合併の必要性、市町の現況、合併の効果、新市の都市像、主要事業構想、土地利用構想
総務部会	広報、広聴、人事、友好交流、例規・文書、統計、情報化・電算、消防、防災、契約、選挙、公平委員会、監査、議会
企画財政部会	財産、財政、出納、広域行政、土地公社等
生活環境部会	戸籍、住民登録、税務、環境衛生、清掃、し尿処理、下水道、水道ガス
保健福祉部会	心身障害、国民年金、児童福祉、母子福祉、乳幼児、高齢者福祉、生活保護、予防接種、国民健康保険、介護保険、老人保健、保育園
都市産業部会	農林水産業、国土調査、農業委員会、商業、工業、消費生活、観光、土木、建築、道路、河川、都市計画、区画整理、公園、緑化、住宅、都市再開発、交通安全、労働
教育文化部会	教育委員会、青少年育成、教育研究、学校、給食、幼稚園、生涯学習、図書館、文化、人権、体育、文化財、地域コミュニティ

久留米広域合併任意協議会事務局規程

(趣旨)

第1条 この規程は、久留米広域合併任意協議会規約第10条の規定に基づき、久留米広域合併任意協議会(以下「任意協議会」という。)の事務局に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 事務局は、次の事項を処理する。

- (1) 任意協議会の会議に関すること。
- (2) 任意協議会の協議資料に関すること。
- (3) 任意協議会の庶務に関すること。
- (4) その他任意協議会の運営に関し必要な事項

(職員)

第3条 事務局に事務局長、事務局次長、その他必要な職員を置く。

(職員の職務)

第4条 事務局長は、任意協議会の会長の命を受け、事務局の運営全般を統括する。

2 事務局次長は、上司の命を受け、事務局の事務を総括し、所属職員を指揮監督する。

3 その他の職員は、上司の命を受け、事務局の事務に従事する。

(専決事項)

第5条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。

- (1) 任意協議会だよりの発行に関すること。
 - (2) 事務局次長の旅行命令に関すること。
 - (3) 1件100万円以上300万円未満の支出決定に関すること。
 - (4) 1件50万円以上100万円未満の予算の流用及び予備費の充用に関すること。
 - (5) 1件100万円以上300万円未満の契約の締結に関すること。
 - (6) 補助金・負担金の申請(変更承認申請を含む。以下同じ)及び実績報告に関すること。
 - (7) その他、事務局の運営に係る基本方針に関すること。
- 2 事務局次長は、次に掲げる事項を専決することができる。
- (1) 実務上の調査並びに照会及び回答に関すること。
 - (2) 各種資料等の調製に関すること。
 - (3) 局長、事務局次長を除く職員の旅行命令に関すること。
 - (4) 1件100万円未満の支出決定に関すること。
 - (5) 1件50万円未満の予算の流用及び予備費の充用に関すること。
 - (6) 1件100万円未満の契約の締結に関すること。
 - (7) その他簡易な事項に関すること。

(代決)

第6条 事務局長に事故があるとき又は欠けたときは、事務局次長がその事務を代決する。

(職員の服務)

第7条 職員の服務及び勤務時間その他の勤務条件については、会長の属する市又は町の例による。

(給与等)

第8条 職員の給与については、それぞれの職員の属する市又は町の負担とする。

2 職員の旅費については、会長の属する市又は町の例により任意協議会が支給する。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成14年7月20日から施行する。

久留米広域合併任意協議会財務規程

（趣旨）

第1条 この規程は、久留米広域合併任意協議会規約（以下「規約」という。）第13条の規定に基づき、久留米広域合併任意協議会（以下「任意協議会」という。）の財務に関し必要な事項を定めるものとする。

（会計年度等）

第2条 任意協議会の会計年度は、普通地方公共団体の会計年度の例による。

2 各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって、これに充てなければならない。

（歳入歳出予算）

第3条 一会計年度における一切の収入及び支出は、すべてこれを歳入歳出予算に編入しなければならない。

2 任意協議会の歳入歳出予算は、久留米市、八女市、田主丸町、北野町、城島町、三潴町、上陽町、広川町（以下「2市6町」という。）の負担金、交付金及びその他の収入を歳入とし、任意協議会の事務の管理及び執行に要する経費をその歳出とするものとする。

（歳入歳出予算の調製等）

第4条 任意協議会の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度歳入歳出予算を調製し、年度開始前に任意協議会の会議を経なければならない。

2 会長は、前項の規定により、予算が任意協議会の会議を経たときは、当該予算の写しを2市6町の長に送付しなければならない。

（予算の補正）

第5条 会長は、予算の調製後に生じた事由に基づいて、既定の予算に追加その他の変更を加える必要が生じたときは、その旨を2市6町の長と協議しなければならない。

2 前項の協議により既定の予算に追加その他の変更を加えることとなったときは、会長は、補正予算を調製し、速やかに任意協議会の会議を経なければならない。

3 会長は、前項の補正予算が任意協議会の会議を経たときは、当該予算の写しを2市6町の長に送付しなければならない。

（歳入歳出予算の款及び項の区分）

第6条 歳入予算は、別表第1の款及び項に区分して編成し、それに従って執行しなければならない。

2 歳出予算は、別表第2の款及び項に区分して編成し、それに従って執行しなければならない。

3 予算の編成その他必要があるときは、歳出に係る項について、別に定めるところにより節及び細節を設けることができる。

4 当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表第1及び別表第2に定める項のほか新たに項を定めることができる。

(出納及び現金の保管)

第 7 条 任意協議会の出納は、会長がこれを行う。

2 任意協議会の歳入歳出に属する現金は、金融機関に預金する等確実な方法によって保管しなければならない。

(任意協議会出納員)

第 8 条 会長は、任意協議会事務局職員のうちから任意協議会出納員を命ずることができる。

2 任意協議会出納員は、会長の命を受けて現金の出納、保管その他会計事務を処理する。

3 会長は、その事務の一部を任意協議会出納員に委任することができる。

(予算の流用及び予備費の充用)

第 9 条 予算の流用及び予備費の充用をするときは、別に定める様式によりこれを行うものとする。

(決算等)

第 10 条 会長は、毎会計年度終了後 2 か月以内に任意協議会の決算を調製し、監査に付した後、任意協議会の会議の認定を受けなければならない。

2 会長は、前項の決算が任意協議会の会議の認定を受けたときは、当該決算の写しを 2 市 6 町の長に送付しなければならない。

(収入及び支出の手続)

第 11 条 任意協議会の予算に係る収入及び支出の手続は、別に定める様式によりこれを行うものとする。

2 任意協議会出納員は、次の各号に定める簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

- (1) 予算差引簿
- (2) 予算流用・予備費充用伺簿
- (3) 収入票・支出決定伺綴
- (4) 金銭出納簿又は預金通帳
- (5) その他必要な簿冊

(委任)

第 12 条 この規程に定めるもののほか、任意協議会の財務に関し必要な事項は、会長の市又は町の例に準拠し、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 14 年 7 月 20 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 14 年 8 月 7 日から施行する。

別表第 1（第 6 条関係）

歳入予算の款及び項の区分

款	項
1 負担金	1 負担金
2 県支出金	1 県交付金
3 手数料	1 手数料
4 諸収入	1 預金利子
	2 雑入

別表第 2（第 6 条関係）

歳出予算の款及び項の区分

款	項
1 運営費	1 会議費
	2 事務局費
2 事業費	1 事業費
3 予備費	1 予備費

久留米広域合併任意協議会報酬及び費用弁償に関する規程

（趣旨）

第1条 この規程は、久留米広域合併任意協議会規約第14条の規定に基づき、久留米広域合併任意協議会（以下「任意協議会」という。）の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

（報酬）

第2条 任意協議会の会長、副会長その他の委員及び監査委員（以下「協議会委員等」という。）の報酬は、月額5,500円とする。ただし、久留米市、八女市、田主丸町、北野町、城島町、三潴町、上陽町及び広川町その他の地方公共団体の長、助役及び常勤職員並びに会長が必要ないと認める者については、これを支給しない。

（費用弁償）

第3条 任意協議会の職務を行うために旅行した者に対し、その費用を弁償する。ただし、会長が必要ないと認める者については、これを支給しない。

2 費用弁償の額については、会長の市又は町の例に準拠するものとする。

（委任）

第4条 この規程に定めるもののほか、協議会の報酬及び費用弁償に関し必要な事項は、会長の市又は町の例に準拠し、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成14年7月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年8月7日から施行する。

分科会及びワーキンググループの設置について

1 設置の主旨

久留米広域合併任意協議会専門部会規程第3条の規定により、久留米市、八女市、田主丸町、北野町、城島町、三潴町、上陽町、広川町（以下「2市6町」という。）の合併を想定した場合に、調整が必要な各行政事務の調査、現状及び問題点の把握並びに調整案の作成をするため、各専門部会に分科会及びワーキンググループを設置する。

2 組 織

久留米広域合併任意協議会専門部会（以下「専門部会」という。）の7つの専門部会がそれぞれ必要な分科会及びワーキンググループを設置する。

3 委 員、

- （1）分科会は、2市6町それぞれの各所管業務を担当する次長、課長又は係長相当職をもって充てる
- （2）ワーキンググループは、2市6町それぞれの各所管業務担当の係長相当職又は一般職員をもって充てる。

4 役 員

- （1）各分科会にそれぞれ分科会長及び副分科会長1名を置く。
- （2）各ワーキンググループにそれぞれリーダー及びサブリーダー1名を置く。

5 会 議

- （1）分科会は、専門部会長の求めにより、又は分科会長が必要と認めるときに開催する。
- （2）ワーキンググループは、分科会長の求めにより、又はリーダーが必要と認めるときに開催する。

6 報 告

- （1）分科会長は、分科会の活動経過及び結果について、それぞれの所属する専門部会の部会長に報告するものとする。
- （2）ワーキンググループのリーダーは、ワーキンググループの作業経過及び結果について、それぞれのグループの属する分科会長に報告するものとする。

7 庶 務

分科会及びワーキンググループの庶務は、当該分科会の分科会長及び当該ワーキンググループのリーダーの属する市又は町の当該業務を担当する部門が行う。

久留米広域合併任意協議会会計等処理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、別に定めるもののほか久留米広域合併任意協議会（以下「任意協議会」という。）の会計処理等について、必要な事項を定めるものとする。

(出納員)

第2条 任意協議会出納員は、事務局長及び事務局次長を充てる。

(支出)

第3条 任意協議会の事務の管理及び執行に要する経費を支出しようとするときは、債務の根拠、債権者、支出科目、支出金額等の必要事項を記入した支出決定伺（様式1）を作成し、請求書その他の必要資料を添付し決裁を受けなければならない。

(支払い)

第4条 支出決定の決裁を受けた支払いは、現金又は口座振替のいずれかの方法により行うものとする。

(領収書等の徴収)

第5条 現金により支出の支払いをしたときは、債権者から領収書を徴収しなければならない。

2 口座振替による支払いの場合は、金融機関の領収書等をもって債権者の領収書にかえるものとする。

(収入)

第6条 収入があったときは、納入者、収入科目、収入金額等の必要事項を記入した収入票（様式2）を作成し、決裁を受けなければならない。

(予算の流用及び予備費の充用)

第7条 支出予算の執行に当たり予算の流用又は予備費の充用を必要とするときは、予算流用伺（様式3）又は予備費充用伺（様式4）により決裁を受けなければならない。

(旅費)

第8条 旅費支給については、久留米市の職員等旅費支給条例（昭和32年久留米市条例第9号）を準用する。

(費用弁償の額)

第9条 費用弁償の額については、久留米市の職員等旅費支給条例を準用し、同条例別表の1級の職員に相当する額を支給する。ただし、久留米市、八女市、田主丸町、北野町、城島町、三潴町、上陽町及び広川町の長、助役及び収入役を除く職員は、別表の2級の職員に相当する額とする。

(委任)

第10条 この要領に定めるもののほか、任意協議会の会計事務に関し必要な事項は、久留米市の例に準拠し、会長が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成14年7月20日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年8月7日から施行する。